

千葉県報

号外
令和5年6月21日

主要目次

告示

○ 知事指定薬物の指定

一

告示

示

千葉県告示第二百四十三号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年六月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 知事指定薬物

- 1 「四―エトキシフェニル」メチル―五―ニトロ―「二―（ピペリジン―イール）エチル」―H―ベンゾ「d」イミダゾール及びその塩類
- 2 （二R・三R）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（三―クロロフェニル）―三―メチルモルフォリン及びそれらの塩類
- 3 N―（アダマンタン―イール）―（四―フルオロブチル）―H―インダゾール―三―カルボキシアミド及びその塩類
- 4 1から3までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 施行期日

令和五年六月二十二日

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八